

**UPC：適用除外（オプトアウト）が2017年9月より開始予定であることの確認**

「欧州統一特許裁判所（UPC）準備委員会」は2017年3月15日にハーグで会議を行い、先に発表したように、「UPC」が運用可能となる前に欧州の特許および出願の適用除外（オプトアウト）が同年9月に開始予定となっていることを確認した。

さらに、「UPC 準備委員会」は、「UPC 契約」の発効と「欧州統一特許裁判所」の運営の開始予定が2017年12月であることも確認した。

この計画に従って、欧州特許の「所有者」および欧州特許出願の「出願人」は、どの特許/出願を「UPC 契約」に基づいて第三者に提案される妥当性の異議申立の対象除外とするべきか、またそれゆえに適用除外（オプトアウト）とするべきかを決定し、また、どの特許/出願が「UPC 契約」に準じて発効するのに相応しく、それゆえに適用除外（オプトアウト）するべきではないかを決定すべきである。